

官報

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

〔叙位・叙動〕

〔皇室事項〕

〔官厅報告〕

官序事項

關東地方整備局公示（闕）

- 特定国外派遣組織を指定する件
(総務一六九)

○バヌアツ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とバヌアツ共和国政府との間の書簡の交換に関する件
(外務一九四)

○エクアドル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件
(同一九五)

○返納を命じた旅券を無効とする件
(同一九六)

○保安林の指定をする件
(農林水産七六三、七七八)

○保安林の指定を解除する件
(同七七九)

○保安林の指定施業要件を変更する件
(同七八〇、七八七)

〔国会事項〕

國家公安委員會 警察廳 法務省

〔叙位・叙勳〕

その他告示

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

○外務省告示第六十九号
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、同法

次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同

条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十一日
令和七年五月二十一日

官庁事項

総務大臣 村上誠一郎
令和七年度比国における
米海兵隊等との実動訓練
参加部隊

関東地方整備局公示（関東地方整備局）

法務

公証人任免（法務省）

国家試験

令和七年度裁判所職員採用一般職試験

（裁判所事務官、高卒者区分）公告
(最高裁判所)

基本測量関係事項公告（国土交通省）

〔公 告〕

官庁
諸事項

署名者
日本側 奥田直久在バヌアツ大使
バヌアツ側 マーク・アティ外務・国際協力・
貿易大臣

令和七年五月二十一日

有権者申出方、犯罪被害財産支給手
続不開始決定関係
裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、再生関係

会社その他

○外務省告示第百九十六号
次の旅券は、旅券法第十九条第一項第二号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失つた。

令和七年五月二十一日

外務大臣 岩屋 穀

失効年月日 令和七年四月二十一日
発行年月日 平成二十七年十月一日

旅券番号 TR四八五四六三五

○農林水産省告示第七百六十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林

の指定をする。
令和七年五月二十一日

○農林水産大臣 江藤 拓
森林の所在場所 長野県安曇野市明科中川手五三七三の一、五三九四の二、五三九七、五三九八、五三九九の一、五三九九の口、五四〇〇、五四〇一、五四〇三、六八〇五の四五から六八〇五の五一まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 立木として伐採をすることができる立木

3 は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(次とのとおり)は、省略し、その関係書類を長野県及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林

九、一〇九の二、一二三の二、字東侯三六の一、三六の一、三八、四〇、一一六、一一八、一一九、一二一、一三五の一、一三八、一七四の二、字本郷八、字南三七

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

2 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 2 主伐として伐採をすることができる立木とは、当該立木の所在する市町村に係る市町村の森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 問伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百六十五号

一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林久住字蟻通四〇〇四の八(次の図に示す部分に限る)の指定をする。

令和七年五月二十一日

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、抾伐による。
字蟻通四〇〇四の八(次の図に示す部分に限る)。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をことができる立木のととする。

4 問伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百六十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 広島県神石郡神石高原町
油木字竹川内甲五八〇九、甲五八二〇、甲五八
二二、甲五八二五、甲五八二八、甲五八四七の
一、甲七六八二

二 指定の目的 水源の涵養^{かんよう}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができます立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものには、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次とのおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて総覽に供する。)

二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

○農林水産省告示第七百六十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

一 保安林の所在場所 広島県三次市君田町藤兼
字高丸一〇二五七、字和田一〇二六〇の一、二
〇二六一の一、一〇二六三の三、一〇二六四の
三、一〇二六四の五、一〇二六四の七、一〇二
六六の五、一〇二七一の一

二 指定の目的 水源の涵養^{かんよう}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものには、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 及び樹種 次のとおりとする。
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて総覽に供する。)

○農林水産省告示第七百六十八号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣 江藤 拓
 一 保安林の所在場所 烏取県鳥取市佐治町余戸字熊アミ七〇七、字南和田八〇四の二、八〇四の二、八〇六の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、抾伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 問伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 及び樹種 次のとおりとする。
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて総覽に供する。)

○農林水産省告示第七百六十九号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣 江藤 拓
 一 保安林の所在場所 烏取県倉吉市上大立字葛根谷平九六、九七の一、九七の三、九八の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、抾伐による。
- 2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 問伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 及び樹種 次のとおりとする。
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて総覽に供する。)

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
(次とのとおり)は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百七十号

森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 鳥取県鳥取市国府町宮下字岩常寺六六五の一から六六五の三まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 問伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次とのとおり)は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十一日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 鳥取県鳥取市青谷町露谷字東山七一五、七一六

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 問伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次とのとおり)は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百七十二号	
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。	
令和七年五月二十一日	
農林水産大臣 江藤 拓	
一 保安林の所在場所 山梨県上野原市秋山字南 仏六九八六、六九八八	
二 指定の目的 水源の涵養	
三 指定施業要件	
(一) 立木の伐採の方法	
1 主伐に係る伐採種は、定めない。	
2 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
3 間伐その他の場合の伐採に係るものとおりとする。	
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間	
(次のことおり)は、省略し、その関係書類を山梨県及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)	
令和七年五月二十一日	
農林水産大臣 江藤 拓	
一 保安林の所在場所 山梨県南巨摩郡身延町身延字上ノ山四二二〇（次の図に示す部分に限る。）	
二 指定の目的 土砂の流出の防備	
(一) 立木の伐採の方法	
1 主伐は、択伐による。	
2 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
3 間伐その他の場合の伐採は、次のとおりとする。	
(二) 立木の伐採の限度 土砂の流出の防備	
(次のことおり)は、省略し、その面図及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)	

○農林水産省告示第七百七十四号	
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。	
令和七年五月二十一日	
農林水産大臣 江藤 拓	
一 保安林の所在場所 福岡県朝倉市杷木白木字ヌリヤ二六四の二、二六六の一、二六六の二	
二 指定の目的 土砂の流出の防備	
三 指定施業要件	
(一) 立木の伐採の方法	
1 次の森林については、主伐は、択伐によること。	
2 次の森林については、主伐は、、主伐によること。	
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間	
六の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）	
3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(三) 立木の伐採の方法	
1 次の森林については、主伐は、、主伐によること。	
2 その他の森林については、主伐は、、主伐によること。	
(四) 立木の伐採の限度及び樹種	
(次のことおり)は、省略し、その面図及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)	

○農林水産省告示第七百七十六号	
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。	
令和七年五月二十一日	
農林水産大臣 江藤 拓	
一 保安林の所在場所 福岡県朝倉市杷木志波字鳥山二二〇〇の三、二二〇〇の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二〇〇の四、二二〇〇の一〇、字堂所二二一三の一	
二 指定の目的 土砂の流出の防備	
三 指定施業要件	
(一) 立木の伐採の方法	
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間	
(次のことおり)は、省略し、その面図及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)	

○農林水産省告示第七百七十七号	
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。	
令和七年五月二十一日	
農林水産大臣 江藤 拓	
一 保安林の所在場所 福岡県八女市上陽町上横字飯塚五四五二・五四五三・五四五八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五四九、五四六〇の一、五四六五、五四八八の二、五四九四	
二 指定の目的 土砂の流出の防備	
(一) 立木の伐採の方法	
1 次の森林については、主伐は、、主伐によること。	
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	
3 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(二) 立木の伐採の限度及び樹種	
(次のことおり)は、省略し、その面図及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)	

叙位・叙勲

○叙動

皇室事項

天皇陛下は、カメリーンの国祭日につき、五月十九日同國大統領閣下へ御祝電を發せられた。

官 庁 報 告

官厅事項

関東地方整備局公示

利根川水系鳥川において河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第5項及び河川法施行令(昭和40年政令第14号)第39条の3第1項第2号の規定に基づき、公示する。

- 関東地方整備局長 岩崎 福久

1 保管した工作物の名稱又は種類、形状及び数量
倉庫・物置小屋内の収納物（国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所に備え付けた保管工作物一覧簿のとおり）

2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

(1) 保管した工作物の放置されていた場所 群馬県高崎市寺尾町地先

(2) 当該工作物を除却した日 令和7年4月14日
～令和7年4月18日

3 当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所
(1) 当該工作物の保管を始めた日 令和7年4月18日

(2) 保管の場所 群馬県高崎市佐野窪町地先

4 その他 返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所高崎出張所に申

法
務

京都地方法務局所属公証人山本昇は願により公証人を免ぜられた。
古賀栄美は公証人に任命され、京都地方法務局所属公証人山本昇の後任を命ぜられた。(以上五月十二日) (法務省)

回 ふづ録

令和7年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、次のとおり告知する。

令和7年5月21日

最高裁判所

第1 試験の名称

裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）

第2 対象官職

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第6号）の別表1の項第3欄第6号、第11号及び第15号に規定する職制上の段階に属する裁判所事務官のうち、定型的な事務を行うことをその職務とする官職

第3 給与

この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第6条に規定する行政職俸給表（）の1級5号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

第4 受験資格

1 次に掲げる者

(1) 令和7年4月1日において高等学校又は学校教育法に基づく中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者及び令和8年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

(2) 最高裁判所が（1）に掲げる者に準ずると認める者

2 欠格事由

1の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第38条の規定に該当する者

第5 試験種目、出題分野等

1 第1次試験 基礎能力試験及び作文試験

(1) 対象者 受験申込者全員

(2) 方法

ア 基礎能力試験 知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。

イ 作文試験 文章による表現力、課題に対する理解力等について、記述式による筆記試験を行う。

なお、作文試験の評定結果は、第1次試験の合格者決定には反映させず、最終合格者の決定の際に、他の試験の成績と総合する。

（3）試験期日 令和7年9月14日（日）

（4）試験地 札幌市、函館市、旭川市、釧路市、仙台市、福島市、山形市、盛岡市、秋田市、青森市、東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、水戸市、宇都宮市、前橋市、静岡市、甲府市、長野市、新潟市、名古屋市、津市、岐阜市、福井市、金沢市、富山市、大阪市、京都市、神戸市、奈良市、大津市、和歌山市、広島市、山口市、岡山市、鳥取市、松江市、高松市、徳島市、高知市、松山市、福岡市、佐賀市、長崎市、大分市、熊本市、鹿児島市、宮崎市、那覇市
注）試験場は原則として上記の都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

（5）第1次試験合格者発表 令和7年10月7日（火）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。
なお、合格者には書面で通知する。

2 第2次試験 人物試験

（1）対象者 第1次試験の合格者
（2）方法 人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。

（3）試験期日 令和7年10月17日（金）から同月30日（木）までの間で、第1次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日

（4）試験地 次の表の「受験者の区分」欄に掲げる受験者に応じ、「試験地」欄に掲げる試験地とする。ただし、第1次試験を受験した試験地が、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄内にある場合の当該受験者の試験地は、第1次試験と同一の試験地とする。

注）試験場は原則として同表の「試験地」欄に定める都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

受験者の区分	試験地
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市 函館市 旭川市 釧路市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市 福島市 山形市 盛岡市 秋田市 青森市
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都 横浜市 さいたま市 千葉市 水戸市 宇都宮市 前橋市 静岡市 甲府市 長野市 新潟市
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市 津市 岐阜市 福井市 金沢市 富山市
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市 京都市 神戸市 奈良市 和歌山市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市 山口市 岡山市 松江市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市 徳島市 高知市 松山市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市 佐賀市 長崎市 大分市 熊本市 鹿児島市 宮崎市 那覇市

（5）最終合格者発表 令和7年11月14日（金）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

（6）採用候補者名簿の作成方法及び採用方法
採用候補者名簿は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所ごとに作成し、最終合格者の氏名を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿に記載された者の中から行う。

第7 受験申込手続

1 裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みの場合

（1）受験の申込み 受験希望者は、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトのアドレスにアクセスして申込手続を行う。（申込受付サイトアドレス〔https://www-shiken.courts.go.jp/〕）

（2）申込受付期間 令和7年7月1日（火）午前10時00分から同月10日（木）まで

なお、申込みは、令和7年7月10日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

2 申込書を郵送する方法による申込みの場合

（1）受験申込書の交付 受験申込書は、最高裁判所で交付する。なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「受験申込書請求（一般職（高卒者））」と朱書きし、宛先及び郵便番号を明記して180円切手を貼付した返信用封筒（角形2号）を同封する。

（2）受験申込先 最高裁判所

（3）受験申込方法 受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。

なお、封筒の表に「一般職（裁判所事務官）受験」と朱書きする。

（4）申込受付期間 令和7年7月1日（火）から同月4日（金）まで

なお、令和7年7月4日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

3 受験票の発行

受験の申込みを受理した場合は受験票を発行する。受験者は、申込受付サイトからアップロードした本人の写真が表示された受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼付し、第1次試験の際に必ず持参すること。写真をアップロードせず、かつ貼付しない場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。

4 受験申込後の試験地等の変更の禁止

受験申込後は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所及び試験地の変更是認めない。

5 その他

1 受験申込手続その他受験についての問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（03-3264-5758）に行うこと。

2 受験に際し、身体の障害等があるため何らかの配慮を希望する者は、受験申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

3 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

基本測量関係事項公告

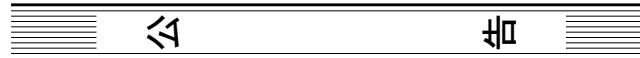
基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月21日

種類	縮尺	実施時期	提供範囲	摘要
火山土地条件図	2万分1	令和7年	日光白根山	令和6～7年調査・編集、多色、A2判
"	"	"	弥陀ヶ原	令和6～7年調査・編集、多色、A1判
備考 地図の刊行日	令和7年5月22日			
種類	地図情報レベル	実施時期	提供範囲	摘要
火山土地条件図 画像データ	25000以下	令和7年	日光白根山	令和6～7年調査・編集
"	"	"	弥陀ヶ原	"
火山土地条件図 数値データ（火山地形分類）	20000	"	日光白根山	"
"	"	"	弥陀ヶ原	"
地理院タイル（火山土地条件図 画像データ）	ズームレベル 10～16	"	日光白根山	"
"	"	"	弥陀ヶ原	"

備考 地図の提供開始日 令和7年5月22日

上記は、測量法第27条第2項に基づき、インターネットによる提供を行う。



概要

有権者申出方

元当局所属公証人岡田治の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年5月21日

静岡地方法務局

元当局所属公証人樋口勝男の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年5月21日

静岡地方法務局

犯罪被害財産支給手続不開始決定公告

令和7年5月21日

名古屋地方法務局

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第8条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続を開始しないこととしたので公告する。

記

1 不開始決定番号 名古屋地方法務局 令和7年第1号

2 不開始決定の年月日 令和7年5月21日

3 犯罪被害財産の没収又は追徴の裁判

(1) 裁判所名 名古屋地方法務局

(2) 裁判年月日 令和7年3月24日

(3) 確定年月日 令和7年4月8日

(4) 被告人の氏名又は名称 古河 由文

- (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
(事実の要旨)

被告人は、氏名不詳者らと共に謀り、令和6年3月12日から同年4月11日頃までの間、9回にわたり、その氏名不詳者らが親族になりすまして被害者に電話をかけ、現金が至急必要になったとうそを言い、その頃、被告人又は共犯者藤本祐造が被害者方付近まで出向いて現金の交付を受け、だまし取った。

(罪名)
詐欺

4 不開始決定をした理由

犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに足りる給付資金を保管することとなる見込みがない。

5 この公告に関する問い合わせ先

〒460-8523 名古屋市中区三の丸4丁目3番1号
名古屋地方法務局 被害回復事務担当
電話番号 052-951-1490 (直通)

- 上記犯罪被害財産支給手続を開始しない決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該決定をした検察官が所属する名古屋地方法務局検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記5のとおり）。
- 当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
(2) 犯罪被害財産支給手続を開始しない決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○ 当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、名古屋地方法務局に提起しなければなりません。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第30054号

千葉県市川市八幡1丁目1番1号

申立人 市川市

本籍岡山県和気郡和気町和氣466番地、最後の住所千葉県市川市宮久保3丁目17番4号、死亡の場所千葉県市川市、死亡年月日平成24年10月15日、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和9年11月18日、職業不明

被相続人 亡長門 正明

千葉市中央区中央3丁目10番6号 北野京葉ビル8階 真田・中間・谷中綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中間 一裕

催告期間満了日 令和7年12月24日

千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年(家)第30059号

千葉県市川市本北方2丁目3

申立人 市中山住宅管理組合

本籍千葉県市川市新井1丁目317番地、最後の住所千葉県市川市本北方2丁目3番7棟406号 中山団地、死亡の場所千葉県市川市、死亡年月日推定平成28年10月17日、出生の場所千葉県東葛飾郡南行徳町、出生年月日昭和27年9月19日、職業不明

被相続人 亡田中 誠

事務所千葉県市川市市川南1-9-23京葉住設市川ビル5階 弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 丸島 一浩

催告期間満了日 令和7年12月23日

千葉家庭裁判所市川出張所

令和6年(家)第73291号

広島県福山市王子町1丁目2番24号

申立人 池永経営会計税理士法人

本籍広島県福山市御幸町大字中津原1407番地、最後の住所東京都港区三田5丁目7番8—1223号、死亡の場所東京都港区、死亡年月日令和6年10月26日、出生の場所広島県福山市、出生年月日昭和35年3月16日、職業会社役員

被相続人 亡 佐藤 裕子

事務所東京都千代田区丸の内2—6—1丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

相続財産清算人 弁護士 上田 雅大

催告期間満了日 令和7年12月1日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第73354号

静岡県熱海市伊豆山1130番地の20 中銀ライフケア伊豆山12号館

申立人 中銀ライフケア熱海伊豆山12号館管理組合法人

本籍神奈川県横浜市泉区緑園4丁目3番地1、最後の住所東京都港区麻布台3丁目3番15—302号、死亡の場所東京都港区、死亡年月日平成30年6月18日、出生の場所神奈川県逗子市、出生年月日昭和32年2月4日、職業不詳

被相続人 亡 清野 尚子

事務所東京都千代田区内幸町1丁目2番2号日比谷ダイビル6階 潮見坂綜合法律事務所相続財産清算人 弁護士 阿南 剛

催告期間満了日 令和7年12月1日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第73357号

静岡県熱海市伊豆山1130番地の20 中銀ライフケア伊豆山12号館

申立人 中銀ライフケア熱海伊豆山12号館管理組合法人

本籍東京都新宿区新宿7丁目20番、最後の住所東京都新宿区内藤町1番地 不二ビル601、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和4年1月30日、出生の場所満洲国奉天市、出生年月日昭和18年10月14日、職業不詳

被相続人 亡 伊藤興二郎

事務所東京都千代田区内幸町1丁目2番2号日比谷ダイビル6階 潮見坂綜合法律事務所相続財産清算人 弁護士 浅田登志雄
催告期間満了日 令和7年12月1日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70065号

東京都北区田端1丁目11番10号

申立人 繁田 俊典

本籍東京都北区田端3丁目160番地、最後の住所東京都北区田端2丁目3番12—502号サントル動坂、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和6年11月15日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和31年11月2日、職業会社役員

被相続人 亡 和泉 千恵

事務所東京都千代田区丸の内2—6—1丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

相続財産清算人 弁護士 佐々木 奏

催告期間満了日 令和7年12月1日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第70126号

東京都港区芝3丁目8番2—2801号

申立人 北村 巧

本籍東京都中野区東中野1丁目27番地、最後の住所東京都中野区上高田4丁目17番1—317号、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和6年5月30日、出生の場所朝鮮京城府北米倉町、出生年月日昭和16年2月14日、職業無職

被相続人 亡 羽生 晴好

事務所東京都新宿区新宿1丁目14番3号ラタンビル4階 法律事務所 穂

相続財産清算人 弁護士 五十嵐康之

催告期間満了日 令和7年12月1日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第70225号

東京都葛飾区堀切5丁目29番14号

申立人 正王寺

本籍東京都葛飾区堀切5丁目90番地、最後の住所東京都葛飾区堀切5丁目25番12号、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和5年12月29日、出生の場所新潟県南魚沼郡大崎村、出生年月日昭和22年10月19日、職業不詳

被相続人 亡 中條 祐治

事務所東京都千代田区霞が関3丁目3番2号新霞が関ビルディング3階 C L S 日比谷東京法律事務所
相続財産清算人 弁護士 金木 健
催告期間満了日 令和7年12月1日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第90209号

東京都練馬区貫井4—16—10富士見台永谷コーポラス307号

申立人 助川 和江

本籍東京都世田谷区経堂3丁目326番地、最後の住所東京都府中市押立町3丁目32番地の22、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日令和6年12月5日、出生の場所東京府東京市神田区、出生年月日昭和18年6月18日、職業不動産賃貸業

被相続人 亡 助川 美行

事務所東京都国分寺市本町3—9—16本田ビル4F 武蔵国分寺法律事務所

相続財産清算人 弁護士 足立 剛

催告期間満了日 令和7年12月1日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90246号

東京都日野市多摩平1丁目11番地の4 かたくり法律事務所

申立人 山本 哲子

本籍東京都東久留米市八幡町3丁目746番地、最後の住所東京都清瀬市竹丘3丁目4番25号、死亡の場所東京都清瀬市、死亡年月日令和6年10月10日、出生の場所東京都北多摩郡小平町、出生年月日昭和26年1月26日、職業無職

被相続人 亡 高橋 明

事務所東京都武藏野市中町1丁目28番10号ローラン武藏野2階 武藏野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井口 宇乃

催告期間満了日 令和7年12月1日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90247号

埼玉県児玉郡上里町七木本3501—87

申立人 八木可主哉

本籍埼玉県入間市扇町屋5丁目1番地、最後の住所東京都東大和市清原2丁目1番地7—1203号、死亡の場所東京都東大和市、死亡年

月令和7年2月16日、出生の場所埼玉県入間郡豊岡町、出生年月日昭和26年6月22日、職業無職

被相続人 亡 大野 貞明

事務所東京都立川市柴崎町3丁目14番4号立川柴崎郵便局ビル2—B 多摩の森綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高野太一朗

催告期間満了日 令和7年12月10日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第7060号

川崎市中原区木月1丁目27番8号

申立人 有限会社アルト住販

代表者代表取締役 寺川 亮

本籍神奈川県横浜市南区大岡5丁目16番、最後の住所川崎市中原区木月4丁目17番1号ウイング木月202、死亡の場所神奈川県川崎市中原区、死亡年月日推定令和6年8月15日、出生の場所東京都港区、出生年月日昭和32年5月16日、職業不明

被相続人 亡 菅沼 泰子

神奈川県川崎市中原区新丸子町915番地20E C S 武蔵小杉ビル7階 田中・石原・佐々木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐々木好一

催告期間満了日 令和7年12月2日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年(家)第3091号

神奈川県小田原市南町2丁目1番61号

申立人 安藤 涼子

本籍東京都大田区大森西1丁目124番地、最後の住所神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1246番地の713 仙石マノワールA—11、死亡の場所神奈川県足柄下郡箱根町、死亡年月日令和5年10月6日、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和8年10月20日、職業無職

被相続人 亡 大石 勇

事務所神奈川県小田原市本町1丁目10番25号 アオバビル2階 西湘法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中根 大輔

催告期間満了日 令和7年12月5日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第20010号

東京都江東区枝川2丁目8番4号

申立人 株式会社ミライト・ワン・ネクスト
本籍栃木県宇都宮市田野町261番地3、最後の住所同上、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和6年3月2日、出生の場所北海道阿寒郡阿寒村、出生年月日昭和25年6月3日、職業会社代表者

被相続人 亡 荒井 孝一

栃木県宇都宮市駅前通り1丁目1番9号 駅前通り第一ビル5階 あまね宇都宮法律事務所

相続財産清算人 弁護士 徳田 剛之

催告期間満了日 令和7年11月21日

宇都宮家庭裁判所

令和7年(家)第40007号

札幌市中央区大通西3丁目7番地

申立人 株式会社北洋銀行

本籍北海道岩見沢市春日町2丁目9番、最後の住所北海道岩見沢市春日町2丁目9番8号、死亡の場所札幌市白石区、死亡年月日令和6年2月25日、出生の場所北海道岩見沢市、出生年月日昭和18年6月12日、職業法人役員
被相続人 亡 加藤 厚雄

事務所札幌市中央区南1条西12丁目 新永ビル6階開本法律事務所

相続財産清算人 弁護士 開本 英幸

催告期間満了日 令和7年11月28日

札幌家庭裁判所岩見沢支部

令和7年(家)第5015号

千葉県船橋市三咲8丁目1番30号

申立人 福山 智康

本籍福井県福井市安保町第9号22番地、最後の住所福井県福井市安保町第9号22番地、死亡の場所福井県福井市、死亡年月日令和6年5月22日、出生の場所福井県足羽郡麻生津村、出生年月日昭和19年5月28日、職業無職
被相続人 亡 福山さよ美

福井市春山1-3-4 藤井ビル1階 福井さくら法律事務所

相続財産清算人 弁護士 森口 功一

催告期間満了日 令和7年11月28日

福井家庭裁判所

令和7年(家)第152号

神奈川県小田原市穴部180番地-A

申立人 須田 昭久

本籍岐阜県岐阜市神室町5丁目12番地、最後の住所岐阜市神室町4丁目39番地、死亡の場所岐阜市、死亡年月日令和6年12月20日、出生の場所岐阜県岐阜市、出生年月日昭和10年12月16日、職業無職

被相続人 亡 須田 久嗣

事務所岐阜市加納栄町通2-1-1 丸産ビル401弁護士法人きんか ぎふパートナーズ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 澤本 亘

催告期間満了日 令和7年11月28日

岐阜家庭裁判所

令和7年(家)第20号

京都府亀岡市大井町小金岐1丁目6番12号

申立人 鳥阪早智子

本籍京都府亀岡市大井町小金岐1丁目6番、最後の住所京都府亀岡市大井町小金岐1丁目6番12号、死亡の場所京都府南丹市、死亡年月日令和7年2月9日、出生の場所京都市中京区、出生年月日昭和48年7月25日、職業無職

被相続人 亡 和田野恭子

事務所京都市上京区河原町通今出川上る青龍町213-1 大成ビル1F

相続財産清算人 船橋 恵子

催告期間満了日 令和7年11月30日

京都家庭裁判所園部支部

令和7年(家)第61号

徳島県阿南市富岡町トノ町49番地10

申立人 久保脇達也

本籍徳島県海部郡牟岐町大字牟岐浦字出羽島18番地、最後の住所徳島県海部郡牟岐町大字牟岐浦字出羽島18番地3、死亡の場所徳島県海部郡牟岐町、死亡年月日令和7年1月28日、出生の場所徳島県海部郡牟岐町、出生年月日大正13年5月3日、職業無職

被相続人 亡 奥村カツコ

徳島県阿南市富岡町トノ町49番10

相続財産清算人 司法書士 久保脇達也

催告期間満了日 令和7年11月27日

徳島家庭裁判所牟岐出張所

令和7年(家)第99号

香川県高松市香南町西庄1279番地

申立人 檀原 勤

本籍香川県高松市香川町安原下第3号1541番地、最後の住所香川県高松市香川町安原下第3号1541番地、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和7年1月22日、出生の場所香川県香川郡安原村、出生年月日昭和26年10月31日、職業不明

被相続人 亡 寺井 勝博

香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル5階 アローズ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 藤本 邦人

催告期間満了日 令和7年11月28日

高松家庭裁判所

令和7年(家)第40082号

札幌市手稲区稻穂1条6丁目10の2

申立人 秋元 静江

本籍北海道苫小牧市桜木町4丁目8番地9、最後の住所札幌市東区北20条東14丁目4番20-102号、死亡の場所北海道札幌市東区、死亡年月日推定令和6年6月10日、出生の場所北海道静内郡静内町、出生年月日昭和28年9月25日、職業不明

被相続人 亡 秋元 嘉夫

事務所札幌市中央区大通西12丁目4 WEST 12ビル5階 齊藤弘毅法律事務所

相続財産清算人 弁護士 齊藤 弘毅

催告期間満了日 令和7年12月22日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第80044号

東京都港区西新橋1丁目3番1号

申立人 三菱H C キャピタル債権回収株式会社

本籍愛知県名古屋市中川区五女子町1丁目79番地、最後の住所埼玉県鴻巣市寺谷835番地45、死亡の場所埼玉県加須市、死亡年月日令和5年9月24日、出生の場所愛知県名古屋市昭和区、出生年月日昭和17年6月29日、職業不詳

被相続人 亡 堤 晃久

事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-4ニチモビル浦和4階大倉浩法律事務所

相続財産清算人 弁護士 武士 清哉

催告期間満了日 令和7年12月9日

さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第30030号

千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

申立人 船橋市

本籍千葉県船橋市田喜野井5丁目942番地24、最後の住所千葉県船橋市葉園台町1丁目24番地42、死亡の場所東京都葛飾区、死亡年月日令和3年11月8日、出生の場所新潟県佐渡郡河原田町、出生年月日昭和11年1月13日、職業不詳

被相続人 亡 宮崎 義通

事務所千葉県千葉市中央区中央3丁目8番8号 中央C1B7階かんま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 合間 利

催告期間満了日 令和7年12月25日

千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年(家)第70545号

東京都千代田区飯田橋2丁目1番4号九段セントラルビル201

申立人 水野 理夫

本籍東京都板橋区前野町1丁目20番、最後の住所東京都板橋区前野町1丁目20番1-405号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和4年11月28日、出生の場所東京都東京市大森区、出生年月日昭和17年1月21日、職業不明

被相続人 亡 高口 黜

事務所東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 富国生命ビル 涼美坂井法律事務所・外国法共同事業

相続財産清算人 弁護士 柿原 達哉

催告期間満了日 令和7年12月1日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第70569号

東京都千代田区麹町5丁目2番地1

申立人 株式会社オリエントコーポレーション

本籍東京都町田市原町4丁目122番地、最後の住所東京都渋谷区元代々木町12番5-407号、死亡の場所東京都渋谷区、死亡年月日令和6年8月18日頃、出生の場所神奈川県相模原市、出生年月日昭和33年3月17日、職業不詳

被相続人 亡 横井 克巳

事務所東京都千代田区二番町3番地5 麹町三葉ビル4階 半蔵門総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉田 秀平

催告期間満了日 令和7年12月1日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第70611号
東京都世田谷区南烏山5丁目1番地の11第3
ヒエモトハイツ105
申立人 一般社団法人桜香
本籍新潟県十日町市桐山丙391番地1、最後
の住所東京都世田谷区北烏山2丁目3番3—
407号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年
月日令和6年7月16日、出生の場所新潟県中
魚沼郡仙田村、出生年月日昭和13年8月16日、
職業無職
被相続人 亡 桑原 茂章
事務所東京都千代田区永田町2丁目14番2号
山王グランドビル3階東京法律事務所
相続財産清算人 弁護士 浅野ひとみ
催告期間満了日 令和7年12月1日 東京家庭裁判所

令和7年(家)第90275号
東京都小金井市中町2丁目18番20—210号小
金井ハイム
申立人 志村 理
本籍東京都西東京市南町2丁目22番、最後
の住所東京都西東京市南町2丁目22番10号、死
亡の場所東京都西東京市、死亡年月日令和7
年1月14日、出生の場所東京都足立区、出生
年月日昭和27年2月3日、職業無職
被相続人 亡 西森 道雄
事務所東京都町田市原町田1丁目1番3号ハイ
ストーンビル303 弁護士法人ノア まち
だ駒津法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐々木奈美子
催告期間満了日 令和7年12月10日 東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第3083号
神奈川県高座郡寒川町中瀬21番33号
申立人 川本 隆
本籍神奈川県平塚市中原1丁目13番、最後
の住所神奈川県平塚市東八幡4丁目9番28—
101号 セントラル湘南平塚、死亡の場所神
奈川県藤沢市、死亡年月日令和7年2月8日、
出生の場所神奈川県茅ヶ崎市、出生年月日昭
和34年8月18日、職業無職
被相続人 亡 川本 正志
事務所神奈川県平塚市紅谷町2番14号 一剣
浜大門ビル3階 平塚総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐野 美鶴
催告期間満了日 令和7年12月9日 横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第3017号
新潟市中央区西堀通五番町855番地1
申立人 新潟信用金庫
本籍新潟県新発田市真中2137番地、最後の住
所新潟県新発田市真中2137番地、死亡の場所
新潟県柏崎市、死亡年月日令和6年6月10日、
出生の場所新潟県新発田市、出生年月日昭和
48年1月31日、職業不明
被相続人 亡 鬼嶋 大之
新潟市中央区東堀前通一番町343番地 東堀
ビル401号 川端大輔法律事務所
相続財産清算人 弁護士 川端 大輔
催告期間満了日 令和7年12月31日 新潟家庭裁判所新発田支部

令和7年(家)第85号
山梨県南都留郡鳴沢村7328番地41
申立人 鳴沢森林開発株式会社
本籍山梨県南都留郡山中湖村山中466番地、
最後の住所山梨県南都留郡山中湖村山中466
番地、死亡の場所山梨県南都留郡富士河口湖
町、死亡年月日令和5年6月28日、出生的場
所山梨県南都留郡中野村、出生年月日昭和11
年5月21日、職業不詳
被相続人 亡 高村 博道
山梨県甲府市中央1—12—20異人館ビル3階
石川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小笠原 亘
催告期間満了日 令和7年12月5日 甲府家庭裁判所都留支部

令和7年(家)第40030号
長野県木曽郡上松町大字荻原1300番地
申立人 山本 剛
本籍長野県木曾郡上松町大字上松1709番地
1、最後の住所長野県木曾郡上松町大字上松
1709番地の1、死亡の場所長野県木曾郡木曾
町、死亡年月日令和7年1月17日、出生的場
所長野県西筑摩郡上松町、出生年月日昭和38
年11月26日、職業老人介護施設職員
被相続人 亡 長谷川 徹
事務所長野県木曾郡木曾町福島4855番地8 奥
原秀孝司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 奥原 秀孝
催告期間満了日 令和7年12月9日 長野家庭裁判所松本支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張す
る者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し
出てください。

令和7年(家)第20036号

群馬県前橋市大手町3丁目4番16号 石原・
関・猿谷法律事務所

申立人 安力川美貴

本籍群馬県渋川市白井877番地、最後の住所
群馬県渋川市白井877番地、死亡の場所群馬
県伊勢崎市、死亡年月日平成30年9月15日、
出生の場所群馬県渋川市、出生年月日昭和42
年1月1日、職業不明

被相続人 亡 清水 研一

催告期間満了日 令和7年11月27日

前橋家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券につい
て公示催告の申立てがあったので、その所持人は、
下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に
権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提
出して下さい。もし下記権利を争う旨の申述の
終期までに申述及び提出がない場合には、その無
効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第2号

北九州市小倉北区東港2丁目5番1号

申立人 株式会社網中

代表者代表取締役 網中 裕城

権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月6日

令和7年4月17日 福岡簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 A008467

金額 370,848円

支払期日 令和7年5月31日

支払地 福岡市

支払場所 株式会社福岡中央銀行馬出支店

振出日 令和7年2月28日

振出地 福岡市

振出人 黒崎印刷 代表 黒崎 知哉

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第2号

岐阜市茜部菱野2丁目125番地

申立人 株式会社グラト

代表者代表取締役 黒川 史朗

権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月21日

令和7年4月21日 鹿児島簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 G55018

金額 1,727,851円

支払期日 令和7年4月18日

支払地 鹿児島市

支払場所 株式会社南日本銀行本店営業部

振出日 令和6年12月31日

振出地 鹿児島市与次郎一丁目10番1号

振出人 株式会社ニシムタ 代表取締役 西牟
田敏明

受取人 申立人

最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立て
があったので、不在者は、届出期間満了の日まで
に当裁判所に生存の届出をしてください。届出が
ないときは、失踪宣告を受けることになります。
また、不在者の生死を知る者は、同日までにその
旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第4号

北海道札幌市白石区中央2条5丁目16番10号

申立人 寺澤 亨

本籍北海道余市郡余市町登町419番地2、最
後の住所北海道余市郡余市町登町419番地2

不在者 土居 武雄

昭和21年12月3日生

届出期間満了日 令和7年8月30日

札幌家庭裁判所小樽支部

令和7年(家)第139号

福島県白河市南町63番地

申立人 平澤 映子

本籍福島県白河市大工町15番地、最後の住所

宮城県仙台市長町2丁目1番6号

不在者 平澤 玲子

昭和21年8月27日生

届出期間満了日 令和7年8月31日

仙台家庭裁判所

令和6年(家)第380号
 栃木県塙谷郡高根沢町大字文挟124 県営仁井田住宅1号棟12号室
 申立人 矢口 洋子
 本籍栃木県塙谷郡高根沢町大字平田1111番地、最後の住所栃木県塙谷郡高根沢町大字平田1111番地
 不在者 矢口 金重
 昭和5年5月3日生
 届出期間満了日 令和7年9月3日
 宇都宮家庭裁判所

令和6年(家)第376号
 東京都町田市原町田2丁目26番1-104号
 申立人 森元 要一
 本籍秋田県仙北郡美郷町鍵田字庚塚28番地1、最後の住所千葉県四街道市鹿渡1102番地の3
 不在者 森元 幸雄
 昭和31年2月25日生
 届出期間満了日 令和7年8月27日
 千葉家庭裁判所佐倉支部

令和7年(家)第40号
 千葉県八街市八街ほ162番地13
 申立人 赤崎 初子
 本籍千葉県八街市八街ほ162番地、最後の住所千葉県八街市八街ほ162番地13
 不在者 赤崎 雄樹
 昭和61年8月15日生
 届出期間満了日 令和7年8月27日
 千葉家庭裁判所佐倉支部

失踪宣告

令和6年(家)第549号
 本籍岐阜県大垣市荒尾町1396番地1、最後の住所岐阜県大垣市荒尾町1396番地1スズエアバート8号室
 不在者 越山 敏嗣
 昭和43年8月10日生
 令和7年4月22日失踪宣告審判確定

岐阜家庭裁判所大垣支部裁判所書記官

令和6年(家)第2589号
 本籍鹿児島県南さつま市笠沙町片浦435番地、最後の住所大阪府大阪市阿倍野区阪南町1丁目17番1号
 不在者 坂元 洋一
 昭和22年7月1日生
 令和7年4月23日失踪宣告審判確定
 大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第2602号
 本籍鹿児島県熊毛郡南種子町平山288番地、最後の住所大阪府高槻市大字原1707番地の1
 中西土木産業
 不在者 平畠 利信
 昭和50年12月15日生
 令和7年4月23日失踪宣告審判確定
 大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第2689号
 本籍大阪府大阪市淀川区三津屋北2丁目16番地、最後の住所不明
 不在者 三宅長次郎
 明治38年10月29日生
 令和7年4月23日失踪宣告審判確定
 大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第101号
 本籍佐賀県鳥栖市平田町1106番地42、最後の住所佐賀県鳥栖市平田町1106番地42
 不在者 松田 良介
 昭和40年9月22日生
 令和7年4月9日失踪宣告審判確定
 佐賀家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

令和6年(家)第848号
 本籍北海道瀬棚郡瀬棚町字北島歌222番地、住所北海道函館市堀川町30番10号 雄楽荘5号室
 申立人(失踪者) 三上 芳隆
 昭和24年1月4日生
 令和7年4月18日失踪宣告取消審判確定
 函館家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

令和6年(ヘ)第1号
 次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
 愛媛県新居浜市北内町1丁目1番56号
 申立人 萩尾 英樹
 権利の届出の終期 令和7年4月21日
 令和7年4月23日 新居浜簡易裁判所

(別紙) 目録
 (1)土地 新居浜市北内町二丁目2369番1
 宅地 366.00平方メートル
 (2)登記年月日番号 松山地方法務局西条支局明治37年3月16日受付第1687号

(3)登記した権利の内容
 登記の目的 永小作権設定
 原因 明治37年3月16日設定
 小作料 1年に付小作米6斗4升3合
 支払期 每年12月30日
 存続期間 明治62年3月15日まで25年
 永小作権者 新居郡角野村大字角野2352番地三浦甚四郎
 共同目的物件 新居浜市北内町二丁目2369番2の土地

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第280号
 栃木県宇都宮市宝木本町1149番地
 債務者 株式会社飯村石材工業
 代表者代表取締役 飯村 岳彦
 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 茅島 和幸
 4 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査の期日 令和7年8月29日午前10時30分

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第3170号
 東京都足立区神明2-5-7 コーポ片田101、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区六木1丁目17-25-1104
 債務者 有限会社ネオ・スペース
 代表者代表取締役 松田 常二
 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 柳澤 崇仁
 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第49号
 福島県伊達市月館町御代田字下男鹿作39番地
 債務者 関根メンテナンス株式会社
 代表者代表取締役 関根 一成
 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 鈴木 雅貴
 4 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10時30分

福島地方裁判所

令和7年(フ)第762号
 名古屋市名東区高間町18番地
 債務者 有限会社シラキ
 代表者取締役 白木 伯彦
 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 坂井 正樹
 4 破産債権の届出期間 令和7年6月12日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前10時20分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2656号
 神奈川県川崎市中原区新城3丁目15番16号
 債務者 みらいライフ株式会社
 代表者代表取締役 横山 晃崇
 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 柴田 祐之
 4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第262号
 栃木県宇都宮市平松本町1123番地15
 債務者 有限会社セイバープランサービス
 代表者取締役 大井 一也
 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 白土 陽子
 4 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時50分

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第263号

栃木県宇都宮市平松本町1123番地15
債務者 有限会社イネクリエイティブ
代表者取締役 大井 一也
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 白土 陽子
4 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時50分
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第286号

埼玉県入間市上藤沢516番地
債務者 株式会社ニットク
代表者代表取締役 佐々木勝義
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 哲平
4 破産債権の届出期間 令和7年6月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後2時30分
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第104号

岡山県倉敷市阿知1丁目14番1号
債務者 株式会社エイチスクエア
代表者代表取締役 平方 久夫
1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 飛山 美保
4 破産債権の届出期間 令和7年6月27日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第192号

神奈川県相模原市南区当麻897番4
債務者 有限会社アイアイミルク宅配センター
代表者取締役 近藤 秀祐
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松浦 薫
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時15分
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第48号

静岡県沼津市新宿町11番地13
債務者 株式会社愛栄警備
代表者代表取締役 鶴田 建一
1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 本多 裕子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月25日午後2時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第596号

愛知県東海市名和町石田46番地 メゾン兜山Ⅱ301号
債務者 株式会社アベニュー
代表者代表取締役 堀田 学
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 水越 智
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前11時
名古屋地方裁判所民事部第2部

令和7年(フ)第59号

鹿児島県伊佐市大口小木原503番地
債務者 有限会社大口グリーンブーケ
代表者取締役 野尻 尚人
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岩井 作太
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午後3時
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第827号

岐阜県多治見市大畑町2丁目80番地
債務者 株式会社イー・ピー・シイ
代表者代表取締役 山田 克己
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 星野 一郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事部第2部

令和7年(フ)第828号

名古屋市東区東桜1丁目8番13号
債務者 有限会社ワース
代表者代表取締役 山田 克己
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 星野 一郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事部第2部

令和7年(フ)第325号

神戸市東灘区森南町2丁目2番1号
債務者 株式会社大川石油店
代表者代表取締役 大川 真平
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 上田 貴
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午前10時45分
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第26号

群馬県桐生市広沢町5丁目1778番地6
債務者 有限会社大沢精工
代表者代表取締役 大澤 隼介
1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中山 弓子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月8日午前10時30分
前橋地方裁判所桐生支部

令和7年(フ)第17号

広島県庄原市新庄町248番地1
債務者 株式会社ノベル
代表者代表取締役 鷲本 進
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 前田 剛志
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月8日午前11時
広島地方裁判所三次支部

令和7年(フ)第239号

京都府向日市寺戸町中村垣内3番地
債務者 いっかくじゅう株式会社
代表者代表取締役 鈴木 雄大
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 野崎 隆史
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前11時45分
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第17号

宮城県登米市南方町照井252番地3
債務者 有限会社泉商事
代表者代表取締役 泉 洋一
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 及川 翼
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時30分
仙台地方裁判所登米支部

令和7年(フ)第18号

宮城県登米市南方町山成106
債務者 株式会社アイエス
代表者代表取締役 泉 洋一
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 及川 翼
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時30分
仙台地方裁判所登米支部

令和7年(フ)第11号

福岡県大牟田市大字上内1244番地2
債務者 株式会社東南建設
代表者代表取締役 松永 豊
1 決定年月日時 令和7年5月12日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 後藤 大地
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前11時30分
福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第1886号

大阪市北区中崎西2丁目6番6号
債務者 株式会社k e i f u n
代表者代表取締役 後藤 隆
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 金子 哲也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第90号

秋田市牛島西1丁目1番11号
債務者 あさひ自動車株式会社
代表者代表取締役 佐藤 武義
1 決定年月日時 令和7年5月13日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 狩野 節子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後1時30分
秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第18号

東京都目黒区平町1丁目26番17号

債務者 株式会社ベッソール

代表者代表取締役 伊東 圭子

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横山 航平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午前11時

青森地方裁判所五所川原支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第48号福島県伊達市月館町御代田字下男鹿作39番地
債務者 関根 一成

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 雅貴
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで

福島地方裁判所

令和6年(フ)第91号

青森県つがる市柏下古川鶴山88番地2

債務者 伊東 圭子

- 1 決定年月日時 令和7年5月13日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横山 航平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和7年(フ)第61号青森県八戸市大字湊町字新井田道5番地 E
ハウスB-3
債務者 沼端 大輔

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小野 恭
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

令和7年(フ)第21号

鹿児島県南九州市川辺町高田4443番地1

債務者 内匠 新治

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩本 研
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和7年(フ)第704号

札幌市北区新琴似1条12丁目1番26号

債務者 鈴木 速男

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 彰
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第40号

千葉県いすみ市岬町東中滝648番地1（障がい者共同生活住居小福）

債務者 末森 章一

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石川 賢悟
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで

千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和7年(フ)第40号

栃木県佐野市赤見町3257番地5

債務者 田島 正隆

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 恒一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第726号

東京都八王子市堀之内3丁目1番地23ロイヤルハイツ堀之内114号

債務者 日下 保雄

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 芳乃
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第868号

横浜市戸塚区沢汲8丁目32番23-202号

債務者 笹本 純

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 諸節 統
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前11時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1026号

横浜市金沢区金利谷東4丁目12番1号 金沢美浜ホーム

債務者 藤本 幸正

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小木 正和
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後2時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第69号
東京都青梅市梅郷5丁目1130番地の1スイマ
ンシェール203号
債務者 福島 和人
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小林 光明
4 破産債権の届出期間 令和7年6月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月
16日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第70号
東京都青梅市梅郷5丁目1130番地の1スイマ
ンシェール203号
債務者 福島 美雪
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小林 光明
4 破産債権の届出期間 令和7年6月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月
16日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第674号
東京都東村山市恩多町3丁目18番地8ティー
フレイム303
債務者 亀井 稔直
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小柴 一真
4 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月
16日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第693号
東京都東村山市青葉町2丁目7番地7
債務者 金野とし子
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 上條 辰徳

4 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月16日午後1時15分

6 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第157号

相模原市緑区橋本7丁目17番1-506号
債務者 伊藤 康弘

1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 脇澤 奏江

4 破産債権の届出期間 令和7年6月5日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月16日午後2時

6 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第582号

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島216番地2 メイプル201号
債務者 鈴木 美和(旧姓西川)

1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 東谷 良子

4 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月4日前11時10分

6 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第77号

千葉県東金市台方443番地4
債務者 岡 和秀

1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 石井 慎一

4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月28日午後4時

6 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第36号
 佐賀県西松浦郡有田町岩谷川内1丁目1番10号
債務者 山口 正之
 1 決定年月日時 令和7年5月12日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 半田 望
 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月30日午前11時
 6 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和7年(フ)第691号
 東京都狛江市東和泉1丁目15番3号ハウスリンクデン205
債務者 大沼 秀三
 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 伊藤 義人
 4 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月7日午前11時15分
 6 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第698号
 東京都武蔵野市西久保3丁目4番20-402号
第二富士マンション
債務者 斎藤 興一
 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 村山 幸臣
 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月22日午前11時15分
 6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第225号
 静岡市葵区駒形通3丁目2番2-202号、旧住所静岡市駿河区丸子6丁目15番45号
債務者 高須 雅樹
 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 加藤 萌樹

4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月25日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第186号
横浜市神奈川区松木町2-13-9-501、住民票上の住所横浜市南区大岡1丁目35番6号
債務者 岡崎 敬介
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 吉田 正穂
4 破産債権の届出期間 令和7年6月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月26日午前11時20分
6 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
静岡地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第190号
静岡市清水区横砂本町3-11、住民票上の住所静岡市清水区興津本町350番地の4
債務者 望月 仁志
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 古畑 恵子
4 破産債権の届出期間 令和7年6月5日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月27日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第28号
新潟県村上市瀬波上町6番35号
債務者 関 雅美
1 決定年月日時 令和7年5月13日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 三浦 三巣
4 破産債権の届出期間 令和7年7月8日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第26号	1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 洋希 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 大阪地方裁判所第6民事部
山口県岩国市由宇町南5丁目11番5号 債務者 大窪 恵子	1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山近 繁之 4 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 山口地方裁判所岩国支部
令和7年(フ)第498号	札幌市厚別区厚別中央5条4丁目11番23号 クリスタルハイツRⅡ-102号 債務者 石山 瑞桜
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 星加 美佳 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第32号	宮崎県小林市野尻町三ヶ野山3870番地9、前住所宮崎県都城市郡元2丁目11番地1 債務者 三浦 諭吉
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三島里都子 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 宮崎地方裁判所都城支部	1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第70号	宮崎県日向市東郷町山陰丁369番地 債務者 高山 真治
1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柏田 坤磨 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1286号	大阪市北区長柄東2丁目4番1-1107号 債務者 笹岡 健人

令和7年(フ)第1740号	1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第696号	名古屋市中村区椿町8番7号 セントラル616号 債務者 小早川公男
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第740号	名古屋市北区落合町163番地 レジデンス落合5B号 債務者 倉垣 久美
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第747号	名古屋市中区大須1丁目6番35号 フリーダムプレイス7105号 債務者 大橋 一輝
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第750号	名古屋市北区楠2丁目119番地 市営中あじま荘T12棟305号 債務者 キッチンMOGU MOGUこと青木 利克
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第714号	愛知県津島市白浜町字八升川田29番地2 債務者 河崎 順子
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第752号
名古屋市千種区山門町2丁目67番地の2 ナ
ビオ魔王山4A
債務者 藤田 康洋
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第805号
名古屋市東区砂田橋3丁目2番109—304号
大幸東団地
債務者 岩淵久美子
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第818号
名古屋市緑区森の里1丁目94番地 森の里荘
1棟910号
債務者 加藤貴美子
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第824号
名古屋市守山区小幡3丁目18番9号 アンプルールブワシャトー107号、従前の住所愛知県名古屋市守山区川村町96番地 グランディールU101号
債務者 岩木 潤
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第50号
新潟県長岡市石動南町42番地18 カーサヒゴシ201号室
債務者 後藤 昌広
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第54号
新潟県長岡市西谷1209番地、前住所栃木県宇都宮市宿郷3丁目3番3号 エラートハウス105
債務者 米山 輝
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第59号
新潟県十日町市本町6の2丁目70番地74
債務者 室岡 竜生
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第211号
埼玉県志木市柏町2丁目28番12号 コーポタカハシ 201号
債務者 松坂 千穂
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第615号
さいたま市北区東大成町1丁目55番地 アートロイヤル大宮103
債務者 青山 恵子
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第616号
埼玉県川口市桜町2丁目2番5号 グリーンミユキ鳩ヶ谷桜町103号
債務者 河野あゆみ
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第661号
埼玉県戸田市大字新曽2449番地の3 プランドール202号室
債務者 峯岸 知子
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第705号
埼玉県戸田市笛目6丁目20番地の32 ローズハイツ201号室
債務者 江藤 彩佳
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第149号
愛知県刈谷市一ツ木町4丁目30番地10 ウッド・ベルC106号、前住所愛知県豊川市平井町東野地36番地1 ライグッド・VIII B103号室
債務者 脇坂 玲亜(旧姓小林・伊井)
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第157号
愛知県岡崎市百々西町15番地7 英苑 II 103
債務者 横 猛
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第621号
埼玉県久喜市南3丁目10番23—104号、旧住所埼玉県川口市大字東本郷1408番地の1 ハイム東本郷202号
債務者 馬生奈諸美(旧姓今井)
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第664号
さいたま市緑区東大門3丁目17番地2 リエス東川口101、旧住所さいたま市緑区大字中尾1692番地6
債務者 米長 哲夫
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第717号 さいたま市岩槻区城南4丁目6番67-102号 債務者 高木 勝利 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第315号 札幌市東区北47条東17丁目1番14-209号 債務者 萩野 優真 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第240号 埼玉県春日部市一ノ割1丁目12番9号 債務者 水戸 陽子 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第385号 札幌市白石区菊水9条3丁目1番35号 白崎 マンション2号 債務者 大泉 寧司 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第272号 埼玉県三郷市三郷1丁目2番地4 三郷スカイマンション106号 債務者 山崎 孝夫 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係	令和7年(フ)第505号 北海道千歳市みどり台南3丁目1番10号 債務者 藤野 織恵(旧姓藤本・高原) 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第168号 相模原市中央区陽光台7丁目3番12号 債務者 佐藤 恵(旧姓石岡) 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第566号 札幌市手稲区稲穂1条1丁目12番8-107号 債務者 中谷 孝子(旧姓下岡) 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第213号 相模原市緑区小渕2167番地6 債務者 戸高 良人 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第66号 札幌市豊平区平岸3条6丁目1番23号 プラザイン平岸105号 債務者 南川 智之 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 札幌地方裁判所民事第4部
		令和7年(フ)第679号 札幌市東区北21条東10丁目1番10号 プラザ 美香保101号 債務者 千葉 満幸 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 札幌地方裁判所民事第4部
		令和7年(フ)第766号 札幌市中央区北6条西11丁目1番地 カーサ ビアンカ札幌駅西口103号 債務者 田中 優花 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 札幌地方裁判所民事第4部
		令和7年(フ)第620号 札幌市豊平区平岸3条6丁目1番23号 プラ ザイン平岸105号 債務者 南川 智之 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

令和7年(フ)第12号 北海道士別市東8条3丁目5番地 桜丘団地 債務者 矢萩 清司 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 旭川地方裁判所名寄支部	1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年5月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 横浜地方裁判所相模原支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 函館地方裁判所江差支部
令和7年(フ)第13号 北海道士別市東9条5丁目1番地1 桜丘団地B-1 債務者 藤岡めぐみ 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 旭川地方裁判所名寄支部	1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第17号 千葉県香取郡多古町高津原1277番地3 債務者 荒野建設こと 荒野 正男 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 京都地方裁判所舞鶴支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第18号 千葉県香取郡多古町高津原1277番地3 債務者 荒野 光江 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和7年5月12日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 長崎地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第515号 東京都立川市高松町3丁目22番16号コープ和光102号 債務者 秋山 晴美	1 決定年月日時 令和7年5月12日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 相模原市南区西大沼1丁目12番17号 THハイツ202 債務者 石川 寛大	1 決定年月日時 令和7年5月12日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第191号 相模原市南区西大沼1丁目12番17号 THハイツ202 債務者 石川 寛大			

令和7年(フ)第219号 埼玉県富士見市上沢1丁目16番27-503号 債務者 中村真奈美 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第279号 埼玉県坂戸市緑町17番5号 エルカーサ緑201号室 債務者 松下元子 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで さいたま地方裁判所川越支部	群馬県高崎市八千代町4丁目16番7号 八千代チエリーハイツ302号 債務者 宇都木稜 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年5月12日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第282号 埼玉県所沢市東所沢和田3丁目22番地の14 いとうの郷 債務者 國越義行 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで さいたま地方裁判所川越支部	群馬県高崎市棟高町610番地16 グリーンハイツ101号 債務者 半田一希(旧姓増田) 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第698号 さいたま市大宮区三橋1丁目6番地 プレステージ大宮101号室 債務者 山口香織 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	岡山県倉敷市中島1167番地4 コーポ中沖B-202 債務者 松本弘美 1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第714号 埼玉県川口市大字西立野385番地 コーポグリーンシティ1-201号、旧住所埼玉県川口市長蔵2丁目28番18号 ブライト303号 債務者 我満大樹	令和7年(フ)第49号 福島県南会津郡下郷町大字合川字居平丁583番地 債務者 室井義博	1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

<p>令和7年(フ)第248号 埼玉県越谷市レイクタウン2丁目24番地10 アンリヴァージュL・T606 債務者 朝内 大助 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第294号 埼玉県飯能市矢戸415 医療法人くすのき会 南飯能病院、住民票上の住所埼玉県入間市大字仏子376番地1 レオパレスカロビオ203 債務者 須田 真博 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 　　さいたま地方裁判所川越支部破産係</p>	1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
<p>令和7年(フ)第262号 埼玉県八潮市八潮8丁目7番地13 中馬場住宅1号棟103号室 債務者 白石 知博 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 　　さいたま地方裁判所川越支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第300号 埼玉県入間郡毛呂山町岩井西4丁目15番地19 債務者 福田紀代美 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 　　さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p>令和7年(フ)第300号 埼玉県入間郡毛呂山町岩井西4丁目15番地19 債務者 福田紀代美 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 　　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係</p>
<p>令和7年(フ)第242号 埼玉県所沢市大字上山口2071番地の1 コスマビアTM205 債務者 大内真理子(旧姓川名) 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 　　さいたま地方裁判所川越支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第324号 埼玉県入間市豊岡2丁目5番3号 2-306 債務者 岡田 広美 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 　　さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p>令和7年(フ)第324号 埼玉県入間市豊岡2丁目5番3号 2-306 債務者 岡田 広美 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 　　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係</p>
<p>令和7年(フ)第256号 埼玉県川越市大字砂98番地7 (センチュリータツミA-3号室) 債務者 佐藤 和臣 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 　　さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p>令和7年(フ)第124号 埼玉県東松山市五領町5番地2 グランシャリオ203 債務者 奥山 誠二 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 　　さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p>令和7年(フ)第124号 埼玉県東松山市五領町5番地2 グランシャリオ203 債務者 奥山 誠二 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 　　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係</p>
<p>令和7年(フ)第286号 千葉県銚子市新生町1丁目41番地の4 マーカタワー銚子銀座802号 債務者 高橋 美紀 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 　　さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p>令和7年(フ)第286号 川崎市多摩区長沢4丁目37番15号 コーポヨネA棟 201 債務者 井上 晶子 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手續を廃止する。</p>	<p>令和7年(フ)第223号 相模原市緑区中野1375番地5 サンアベニュー津久井120号 傾債務者 寺嶋 淩 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 　　横浜地方裁判所川崎支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第229号 相模原市南区上鶴間2丁目6番36号 傾債務者 廣川 晴保 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 　　横浜地方裁判所相模原支部</p> <p>令和7年(フ)第65号 愛知県一宮市今伊勢町新神戸字九反野15番地1 グリーンヒルズB-101号 傾債務者 伊藤 純恵 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 　　横浜地方裁判所相模原支部</p> <p>令和7年(フ)第6号 愛知県一宮市今伊勢町新神戸字九反野15番地1 グリーンヒルズB-101号 傾債務者 伊藤 純恵 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 　　名古屋地方裁判所一宮支部</p> <p>令和7年(フ)第12号 京都府舞鶴市字余部下1010番地1-203号 傾債務者 村田 茜 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 　　京都地方裁判所舞鶴支部破産係</p>

令和7年(フ)第7号

和歌山県御坊市島428番地
債務者 酒本 智美

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで

和歌山地方裁判所御坊支部

令和7年(フ)第13号

福岡県大牟田市大字手鎌1318番地2
債務者 松永さゆり

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで

福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第279号

福岡県遠賀郡水巻町猪熊8丁目15番47号 猪
熊ハイツA-102号、前住所福岡県遠賀郡水
巻町梅ノ木団地47番104号
債務者 小林一二三

- 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第140号

鹿児島市坂之上3丁目20番15号
債務者 上拾石隆行

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第146号

鹿児島県熊毛郡中種子町納官1135番地1
債務者 須賀いつ子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで

令和7年(フ)第65号

沖縄県那覇市古波蔵3丁目19番13号 コーポ
ラス城間101、住民票上の前住所沖縄県那覇
市字宇栄原933番地 座安マンションN-4
債務者 宮城 肇

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで

那覇地方裁判所民事第3部

破産手続終結

令和4年(フ)第673号

福岡市博多区博多駅前3丁目7番35号博多ハ
イテックビル505号
破産者 株式会社G I L T

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第879号

福岡市博多区中呉服町3番11号
破産者 株式会社アトラックス

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第257号

静岡県三島市長伏148番地の11
破産者 有限会社あつたか亭

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和6年(フ)第48号

岩手県一関市千厩町清田字田畑40番地3
破産者 小岩 明弘

- 1 決定年月日 令和7年5月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所一関支部

令和5年(フ)第538号

仙台市泉区八乙女3丁目10番地の1 コン
フォート八乙女302、開始決定時の住所仙台
市泉区松森字前田57番地の1 ルミネール泉

201
破産者 長澤 浩之

- 1 決定年月日 令和7年5月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第78号

群馬県高崎市双葉町24番5号
破産者 平野 東

- 1 決定年月日 令和7年5月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所高崎支部

令和6年(フ)第136号

さいたま市北区日進町1丁目168番地1 ペ
ルヴィル大宮A棟710号
破産者 中新田 雄

- 1 決定年月日 令和7年5月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第930号

さいたま市南区文蔵3丁目18番3号205
破産者 神田 勝敏

- 1 決定年月日 令和7年5月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和4年(フ)第3904号

大阪府東大阪市中小阪3丁目1番3号
破産者 櫻井 勇治

- 1 決定年月日 令和7年5月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第4336号

大阪市西成区梅南3丁目4番14号
破産者 鍋井 浩一

- 1 決定年月日 令和7年5月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第1109号

代替住所A(旧住所兵庫県川西市湯山台2丁
目5番地の6)
破産者 越井 大学

- 1 決定年月日 令和7年5月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第733号 兵庫県尼崎市西立花町4丁目15番10号 破産者 長谷 英夫 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和5年(フ)第100号 山口市矢原町6番18-102号 破産者 高木 美実 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所民事部破産係 令和6年(フ)第67号 福岡県飯塚市小正204番地7 市営小正高畑住宅18号 破産者 大西 祥之 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所飯塚支部民事部 令和6年(フ)第95号 福岡県飯塚市南尾133番地65 破産者 松永 壮史 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所飯塚支部民事部 令和6年(フ)第70号 福岡県田川郡香春町大字中津原1810番地1 アブリコットハイツ一本松201号室、前住所 福岡県飯塚市綱分608番地22 破産者 上野 嘉泰	1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所田川支部 令和6年(フ)第75号 福岡県田川市大字夏吉194番地205 富士バーカハイツ 102 破産者 柴田 祐輔 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所田川支部 令和6年(フ)第837号 横浜市南区大岡1丁目41番18号 破産者 古川 優三 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第886号 横浜市緑区青砥町1069番地2 ヤマニハイツ 101 破産者 小濱 弘行 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第1812号 新潟市中央区東大畑通1番町668番地 東大畑コープラス7A 破産者 グルグルイタリア食堂こと 尾竹 弘幸	1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第2191号 横浜市金沢区六浦東1丁目34番3-C119号 破産者 角津 敬 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第311号 新潟市東区本所3丁目10番45号 ふるさとホーム新潟本所227号 破産者 長場 光義 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部 令和6年(フ)第374号 新潟市西蒲区小吉1302番地 破産者 星野 勝則 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部 令和6年(フ)第390号 新潟市秋葉区中沢町1番34-2号 破産者 齊藤 美沙(旧姓小林) 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部 令和5年(フ)第142号 静岡市清水区蒲原小金208番地の16 破産者 小林 訓子 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
--	---	---

令和6年(フ)第144号	静岡市葵区神明町38番地の11、開始決定時の住所静岡市葵区神明町10番地の74 破産者 木谷 真人 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2880号	大阪府吹田市長野東26番1—907号、開始決定時大阪府茨木市上郡2丁目1番24号の1 破産者 林 正一 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第3963号	大阪府守口市本町1丁目8番1—4A号 破産者 濱田 聖(旧姓高津) 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第94号	鳥取県鳥取市若葉台南3丁目17番13号、旧住所鳥取県鳥取市大場150番地18 アニバサリオ才1号 破産者 櫻井 健翔 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所民事部
令和6年(フ)第32号	高知県幡多郡大月町大字頭集315番地 破産者 安岡 利輝

1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	高知地方裁判所中村支部 破産債権の届出期間及び一般調査期日
令和6年(フ)第501号	兵庫県西宮市城ヶ堀町4番1号 破産者 金井土木工業株式会社 1 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで 2 一般調査期日 令和7年9月5日午前10時30分 令和7年5月9日 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第9号	鹿児島県阿久根市塩鶴町1丁目108番地 メゾンコーラル107号室 破産者 牛濱 良彦 1 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで 2 一般調査期日 令和7年7月8日午前10時 令和7年5月9日 鹿児島地方裁判所川内支部破産係
令和6年(フ)第340号	埼玉県大里郡寄居町大字寄居1090番地6 破産者 有限会社小池運送 1 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで 2 一般調査期日 令和7年8月26日午後1時30分 令和7年5月13日 さいたま地方裁判所熊谷支部
令和6年(フ)第5261号	大阪府高槻市富田町2丁目18番14号 14棟504号 破産者 光野 仁 1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで 2 一般調査期日 令和7年7月24日午後2時50分 令和7年5月12日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第282号	茨城県土浦市桜ヶ丘町5番32号 破産者 鈴木 雅之 1 破産債権の届出期間 令和7年6月17日まで 2 一般調査期日 令和7年7月17日午後1時30分 令和7年5月12日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和6年(フ)第442号	兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町4番5—203号、前住所兵庫県芦屋市山手町19番3号 破産者 古森 敬子 1 破産債権の届出期間 令和7年6月19日まで 2 一般調査期日 令和7年8月18日午前10時 令和7年5月12日 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和6年(フ)第443号	兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町4番5—203号、前住所兵庫県芦屋市山手町19番3号 破産者 古森 浩 1 破産債権の届出期間 令和7年6月19日まで 2 一般調査期日 令和7年8月18日午前10時 令和7年5月12日 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第35号	埼玉県川越市砂新田5丁目17番地1 再生債務者 横田 淳 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月9日から令和7年6月18日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(再イ)第36号	埼玉県川越市大字古市場403番地26 再生債務者 新井 淳 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月9日から令和7年6月18日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和6年(再イ)第85号	兵庫県尼崎市東大物町2丁目4番17号 再生債務者 藤原 常治 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月19日まで 神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第8号
鳥取市東今在家166番地11
再生債務者 田原 康裕
1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月3日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月17日から令和7年6月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第120号
大阪市鶴見区横堤4丁目14番13号 グリーンスクープシャーメゾンII 101号
再生債務者 稲 昕子
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第10号
鹿児島県霧島市牧園町持松1611番地7
再生債務者 鮫島 拓己
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年6月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和7年(再イ)第168号
埼玉県上尾市大字平塚2454-72
再生債務者 酒井 雅和
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年7月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第15号
神戸市須磨区稻葉町4丁目2番18号
再生債務者 さかえ建設こと 杉岡 俊彦
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令和7年6月27日まで
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第27号
神戸市東灘区御影塚町4丁目5番14-303号
再生債務者 山村 良
1 決定年月日時 令和7年5月9日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令和7年6月27日まで
仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第3号
宮城県大崎市古川休塚字童子川1番地8
再生債務者 山本 正樹
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月24日から令和7年7月8日まで
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

令和7年(再イ)第155号
東京都町田市三輪町221-1-106
再生債務者 田口 尚正
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令和7年7月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第169号
神奈川県藤沢市湘南台4-9-4-104
再生債務者 久下真貴子
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令和7年7月14日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第19号
大津市吉台3丁目6番7号
再生債務者 真砂 大輔
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令和7年6月30日まで
大津地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第45号
仙台市太白区向山2丁目13番6-1号ルミエールII-102（従前の住所）千葉県成田市はなのはき台2丁目22番地14-D号
再生債務者 高宮 学
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令和7年7月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再口)第10012号
東京都墨田区東墨田3-7-4
再生債務者 岩田 唯史
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令和7年7月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第29号
川崎市川崎区藤崎1丁目1番12号 パイルハイツ301
再生債務者 渡邊 明広
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令和7年7月7日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第22号
新潟市中央区笹口3丁目5番地1 エンゼルハイム笹口703号
再生債務者 小島 孝裕
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令和7年7月14日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第40号
仙台市泉区松森宇宙台43番地の10
再生債務者 小山 淳路
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令和7年7月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第40号
仙台市泉区松森宇宙台43番地の10
再生債務者 小山 淳路
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令和7年7月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第170号
東京都豊島区東池袋2-24-4-101
再生債務者 石倉 裕希
1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

令和7年(再イ)第170号	大阪市東成区大今里2丁目18番16号(前住所 大阪市中央区淡路町2丁目2番6-305号) 再生債務者 Fonteこと桐谷依澄こと 齋藤いづみ 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月16日から令和7年6月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第3号	兵庫県宍粟市一宮町東河内1455番地1 再生債務者 小池 智裕 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月16日から令和7年6月30日まで 神戸地方裁判所龍野支部個人再生係
令和7年(再イ)第5号	兵庫県たつの市揖西町清水139番地2 再生債務者 古賀美智代 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月16日から令和7年6月30日まで 神戸地方裁判所龍野支部個人再生係
令和7年(再イ)第14号	北九州市若松区小敷ひびきの2丁目19番7号 再生債務者 西江 祥吾 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月16日から令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(再イ)第3号	福岡県田川郡香春町大字中津原1272番地7 再生債務者 舞野 未来

1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月16日から令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所田川支部	令和7年(再イ)第8号 三重県度会郡玉城町宮古14番地 再生債務者 乙部 幹也 1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月17日から令和7年7月1日まで 津地方裁判所再生係	令和6年(再イ)第533号 東京都港区西麻布4-16-3-703 再生債務者 小林 春香 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月26日まで 令和7年5月9日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第7号 熊本市北区龍田8丁目15番38号 再生債務者 松本 偲兵 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令和7年6月30日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(再イ)第20号 福井市大森町第67号33番地8 再生債務者 竹内美津子 1 決定年月日時 令和7年5月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令和7年7月1日まで 津地方裁判所伊勢支部再生係	令和6年(再イ)第530号 東京都武蔵野市中町3-29-9-307 再生債務者 庄司 航 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月29日まで 令和7年5月12日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第2号 熊本県人吉市上林町1291番地26 再生債務者 赤池 幸太 1 決定年月日時 令和7年5月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令和7年6月30日まで 熊本地方裁判所人吉支部	小規模個人再生による書面決議に付する決定 福井地方裁判所 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月29日まで 令和7年5月12日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第531号 東京都板橋区赤塚新町2-6-16-210 再生債務者 高橋 千尋 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月29日まで 令和7年5月12日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第35号 東京都町田市南成瀬5丁目1番地11シャトルM105 再生債務者 杉浦 郁夫 1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月24日から令和7年7月15日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(再イ)第356号 東京都港区赤坂2-16-13-502 再生債務者 内田 裕介 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月26日まで 令和7年5月9日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第535号 東京都大田区南六郷3-9-7 KDXレジデンス蒲田南II 202 再生債務者 永吉 啓人 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月29日まで 令和7年5月12日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第8号 三重県鈴鹿市寺家3丁目35番28号 再生債務者 富田 敦夫 1 決定年月日時 令和7年5月13日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和6年(再イ)第501号 東京都墨田区吾妻橋3-2-8-202 再生債務者 辻 慧治 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月26日まで 令和7年5月9日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第4号 愛知県豊川市三藏子町福地荒古28番地の1 G GカルムII 101号 再生債務者 鈴木 大地 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月30日まで 令和7年5月9日 名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(再イ)第49号 茨城県つくば市二の宮2丁目3番地10 センチュリー時計台I-202号 再生債務者 千葉 達哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで 令和7年5月12日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和6年(再イ)第17号 栃木県大田原市新富町1丁目4番18号 再生債務者 下村 尚史 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 3日まで 令和7年5月13日 宇都宮地方裁判所大田原支部	令和7年(再イ)第8号 静岡市駿河区東新田5丁目14番14-2号 再生債務者 中野 瑞己 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 3日まで 令和7年5月13日 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(再イ)第8号 埼玉県川越市諏訪町17番地10 再生債務者 村松 光二 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで 令和7年5月12日 さいたま地方裁判所川越支部
令和6年(再イ)第33号 栃木県足利市五十郎町1536番地11 再生債務者 西根 博和 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで 令和7年5月12日 宇都宮地方裁判所足利支部	令和7年(再イ)第3号 栃木県大田原市薄葉2157番地17 再生債務者 阿部 美紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 3日まで 令和7年5月13日 宇都宮地方裁判所大田原支部	令和7年(再イ)第6号 静岡県三島市谷田(塚の台) 1601番地の16 フェリーチエB 再生債務者 石田 歳一 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 3日まで 令和7年5月13日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(再イ)第14号 埼玉県川越市大字下松原654番地87 再生債務者 秋山由紀子 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで 令和7年5月12日 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(再イ)第1号 栃木県芳賀郡芳賀町大字八ツ木83番地66 再生債務者 原田 康太 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで 令和7年5月12日 宇都宮地方裁判所真岡支部	令和7年(再イ)第4号 栃木県大田原市実取806番地73 再生債務者 高野みどり 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 3日まで 令和7年5月13日 宇都宮地方裁判所大田原支部	令和7年(再イ)第1号 三重県津市久居藤ヶ丘町2656番地87 再生債務者 伊藤 裕 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 3日まで 令和7年5月13日 津地方裁判所再生係	令和7年(再イ)第7号 福井県鯖江市下新庄町第56号27番地 再生債務者 三田村勇斗 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで 令和7年5月12日 福井地方裁判所
令和6年(再イ)第89号 川崎市宮前区野川本町1丁目16番25号 ソレアード 106 再生債務者 伊藤 広憲 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで 令和7年5月12日 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和6年(再イ)第26号 千葉県匝瑳市八日市場イ453番地596 再生債務者 石崎 賢一 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 3日まで 令和7年5月13日 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	令和7年(再イ)第4号 三重県津市藤方1699番地 コーポシーサイド 1201号 再生債務者 江川 誠 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 3日まで 令和7年5月13日 津地方裁判所再生係	令和6年(再イ)第604号 大阪府大東市川中新町2番204号 再生債務者 岡部 雅之 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで 令和7年5月12日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第11号 愛知県大府市北崎町4丁目209番地の15 再生債務者 坂野 元彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで 令和7年5月12日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第72号 神奈川県秦野市鶴巻南4丁目8番F-111号 再生債務者 山口美津子 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 3日まで 令和7年5月13日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和7年(再イ)第1号 大分県杵築市大字熊野921番地33 再生債務者 大塚 壮平 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 3日まで 令和7年5月13日 大分地方裁判所杵築支部再生係	令和7年(再イ)第4号 大阪府高石市東羽衣6丁目21番11号 再生債務者 東 那晃 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで 令和7年5月12日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和6年(再イ)第113号 埼玉県所沢市東所沢和田2丁目29番地の10 モンテクレインC-102 再生債務者 鶴森 翔 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 10日まで 令和7年5月13日 さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(再イ)第3号 埼玉県狭山市入間川1417番地の1 1-307 再生債務者 江原 祐輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 10日まで 令和7年5月13日 さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(再イ)第4号 埼玉県川越市大字下松原540番地3 再生債務者 長日部明博こと 長日部和博 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 10日まで 令和7年5月13日 さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(再イ)第2号 三重県名張市鴻之台1番町83番地 レオネク ストティハイツ102号 再生債務者 原田 佳子 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 10日まで 令和7年5月13日 さいたま地方裁判所川越支部 令和6年(再イ)第9号 佐賀県伊万里市南波多町府招1119番地 再生債務者 中里裕一郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 10日まで 令和7年5月13日 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係	令和6年(再イ)第7号 佐賀県唐津市菜畑4208番地13 再生債務者 折尾久美子 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 10日まで 令和7年5月13日 佐賀地方裁判所唐津支部 令和6年(再イ)第27号 福島県郡山市喜久田町堀之内字下殿田21番地 の3 再生債務者 渡部 貴義 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで 令和7年5月13日 福島地方裁判所郡山支部再生係 令和6年(再イ)第30号 群馬県館林市瀬戸谷町2581番地の6 再生債務者 山崎 篤史 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで 令和7年5月13日 前橋地方裁判所太田支部 令和7年(再イ)第19号 京都府城陽市富野堀口86番地の12 レジデン ス頃101号 再生債務者 北村 敦 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 13日まで 令和7年5月13日 京都地方裁判所第5民事部再生係 令和6年(再イ)第120号 神戸市中央区日暮通1丁目3番4-504号 再生債務者 宮戸 洋介 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで 令和7年5月13日 新潟地方裁判所民法部個人再生係 令和6年(再イ)第7号 岡山市北区西古松西町8番26号 ボレスター 西古松502号 再生債務者 木村 英樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで 令和7年5月12日 岡山地方裁判所第3民事部 令和6年(再イ)第21号 福岡県嘉穂郡桂川町大字土師2354番地11 再生債務者 船川 奈菜 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで 令和7年5月13日 神戸地方裁判所尼崎支部 令和7年(再イ)第2号 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富2485番地1 再生債務者 澤田 孝 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月3日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 3日まで 令和7年5月13日 鳥取地方裁判所民事部 令和7年(再イ)第2号 広島県尾道市山波町678番地150 再生債務者 中本 彰 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで 令和7年5月9日 広島地方裁判所尾道支部 令和6年(再イ)第76号 広島県東広島市黒瀬松ヶ丘12番14号 再生債務者 高場 哲晃 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで 令和7年5月12日 広島地方裁判所民事第4部
---	--

令和7年(再イ)第3号 山口県山陽小野田市大字郡1593番地1 エタ ンヴィラージュB 101号 再生債務者 小野谷興業こと 小野谷 誠 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで 令和7年5月12日 山口地方裁判所宇部支部	令和7年(再イ)第2号 三重県いなべ市員弁町大泉新田1370番地7 再生債務者 伊藤 康成 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 191条2号に定める事由がある。 令和7年5月13日 津地方裁判所四日市支部
令和7年(再イ)第4号 広島県福山市駅家町大字上山守450番地180 再生債務者 廣本 秀明 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 10日まで 令和7年5月13日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	三重県いなべ市員弁町大泉新田1370番地7 再生債務者 伊藤奈津美 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手續には、民事再生法 191条2号に定める事由がある。 令和7年5月13日 津地方裁判所四日市支部
令和6年(再イ)第29号 香川県さぬき市志度1447番地88 シャンボ ル天野峠Part1-204 再生債務者 辻 勝智 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 10日まで 令和7年5月13日 高松地方裁判所民事部破産・再生係	給与所得者等再生による再生 手続開始 令和7年(再イ)第2号 福島県白河市関辺大北向33番地9 再生債務者 寺門 広文 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後2時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令 和7年7月7日まで 福島地方裁判所白河支部再生係
令和7年(再イ)第11号 愛媛県松山市苞木甲119番地5 再生債務者 村上 貴之 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 10日まで 令和7年5月13日 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和7年(再イ)第1号 群馬県太田市新田木崎町1228番地5 再生債務者 齊藤 徹 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月24日から令 和7年7月15日まで 前橋地方裁判所太田支部

小規模個人再生による再生手 続廃止 令和7年(再イ)第2号 三重県いなべ市員弁町大泉新田1370番地7 再生債務者 伊藤 康成 1 主文 本件再生手續を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手續には、民事再生法 191条2号に定める事由がある。 令和7年5月13日 津地方裁判所四日市支部	令和7年(再イ)第3号 三重県いなべ市員弁町大泉新田1370番地7 再生債務者 中本 好昭 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月 30日付け再生計画案 2 書面で意見を述べことができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年6月3日まで 令和7年5月13日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(再イ)第4号 広島県福山市駅家町大字上山守450番地180 再生債務者 廣本 秀明 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 10日まで 令和7年5月13日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	給与所得者等再生による再生 手続開始 令和7年(再イ)第2号 福島県白河市関辺大北向33番地9 再生債務者 寺門 広文 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後2時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令 和7年7月7日まで 福島地方裁判所白河支部再生係
令和6年(再イ)第29号 香川県さぬき市志度1447番地88 シャンボ ル天野峠Part1-204 再生債務者 辻 勝智 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 10日まで 令和7年5月13日 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和7年(再イ)第1号 群馬県太田市新田木崎町1228番地5 再生債務者 齊藤 徹 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月24日から令 和7年7月15日まで 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(再イ)第11号 愛媛県松山市苞木甲119番地5 再生債務者 村上 貴之 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 10日まで 令和7年5月13日 高松地方裁判所民事部破産・再生係	給与所得者等再生による再生 手続開始 令和7年(再イ)第2号 福島県白河市関辺大北向33番地9 再生債務者 寺門 広文 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後2時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令 和7年7月7日まで 福島地方裁判所白河支部再生係

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月 29日付け再生計画案 2 書面で意見を述べができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年6月3日まで 令和7年5月13日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月 29日付け再生計画案 2 書面で意見を述べができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年6月3日まで 令和7年5月13日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和6年(再口)第1号 三重県津市一志町八太1619番地3 エーマリ イ202号 再生債務者 中本 好昭 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月 30日付け再生計画案 2 書面で意見を述べができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年6月3日まで 令和7年5月13日 津地方裁判所再生係	令和6年(再口)第1号 三重県津市一志町八太1619番地3 エーマリ イ202号 再生債務者 中本 好昭 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月 30日付け再生計画案 2 書面で意見を述べができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年6月3日まで 令和7年5月13日 津地方裁判所再生係
令和6年(再口)第14号 広島市南区宇品御幸3丁目11番52-12-403 号 再生債務者 中室 優希 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月8日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月12日 広島地方裁判所民事第4部	令和6年(再口)第14号 広島市南区宇品御幸3丁目11番52-12-403 号 再生債務者 中室 優希 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月8日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月12日 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(再口)第18号 札幌市中央区宮の森1条6丁目3番20号 ピュアコート宮の森104号 再生債務者 池田 大樹 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月9日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月13日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(再口)第18号 札幌市中央区宮の森1条6丁目3番20号 ピュアコート宮の森104号 再生債務者 池田 大樹 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月9日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月13日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第1号 北海道札幌市中央区南2条4丁目1番1号 ピュアコート札幌104号 再生債務者 佐々木秋父ソーラー株式会社 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 10日まで 令和7年5月13日 北海道札幌市中央区南2条4丁目1番1号 ピュアコート札幌104号 再生債務者 佐々木秋父ソーラー株式会社	令和7年(再イ)第1号 北海道札幌市中央区南2条4丁目1番1号 ピュアコート札幌104号 再生債務者 佐々木秋父ソーラー株式会社 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 10日まで 令和7年5月13日 北海道札幌市中央区南2条4丁目1番1号 ピュアコート札幌104号 再生債務者 佐々木秋父ソーラー株式会社

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 宮報
掲載日付 令和6年十一月二十八日
掲載頁 1116頁(号外第176号)

(乙)掲載紙 宮報
掲載日付 令和6年十一月二十八日
掲載頁 144頁(号外第176号)

(甲)株式会社オーフンアップシステム
代表取締役 篠持 正彌
大阪市西区江戸堀二丁目一番一号

(乙)株式会社アロートラストシステム
代表取締役 篠持 正彌
東京都港区芝浦四丁目110番1号

合併公告
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承
継して存続しては解散するにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和7年5月11日
東京都港区芝五丁目117番1号MBC
B-16四号 (甲)合同会社ヒラメキ
代表社員 野田 奈月
東京都港区芝浦四丁目110番1号
(乙)合同会社ブルーアライア
代表社員 久保 孝徳

合併公告
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承
継して存続しては解散するにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和7年5月11日
東京都港区芝五丁目117番1号MBC
B-16四号 (甲)合同会社ヒラメキ
代表社員 野田 奈月
東京都港区芝浦四丁目110番1号
(乙)合同会社ブルーアライア
代表社員 久保 孝徳

合併公告
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承
継して存続しては解散するにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和7年5月11日
東京都港区芝五丁目119番1九号P.M.O
町IV八階 (甲)のぞみ秋父ソーラー株式会社
代表取締役 ミシャン・ルアーノ・ホ
セ・アントニオ
東京都港区芝五丁目119番1九号P.M.O
町IV八階 (乙)A.E.J.秋父ソーラー合同会社
代表社員 のぞみエナジー株式会社
職務執行者 大橋 純

合併公告
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承
継して存続しては解散するにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和7年5月11日
東京都港区芝五丁目119番1九号P.M.O
町IV八階 (甲)のぞみ秋父ソーラー株式会社
代表取締役 ミシャン・ルアーノ・ホ
セ・アントニオ
東京都港区芝五丁目119番1九号P.M.O
町IV八階 (乙)A.E.J.秋父ソーラー合同会社
代表社員 のぞみエナジー株式会社
職務執行者 大橋 純

資本金の額の減少公告	当社は、資本金の額を十億六十九万四千六百十円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 https://k.secure.freee.co.jp/companies/499335/announces
令和七年五月二十一日	東京都千代田区神田錦町三丁目四番地二藤和神田錦町ビル三階 代表取締役 坂本 祥二
資本金の額の減少公告	当社は、資本金の額を三千万円減少し五百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	効力発生日は令和七年七月一日であり、株主総会の決議は、令和七年五月十四日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。	株式会社イオンファンタジー 代表取締役 藤原 徳也
掲載紙 官報	掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月十一日	掲載の日付 令和七年二月二十七日
掲載頁 六十八頁(号外第四十八号)	掲載頁 七十頁(号外第三十九号)
令和七年五月二十一日	令和七年五月二十一日
東京都新宿区西新宿七丁目一〇番二七号 H2カンパニー株式会社 代表取締役 大谷由紀子	株式会社共栄商販 代表取締役 鈴木 啓之
準備金の額の減少公告	資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を十二億一千三百九十二万円減少することにいたしました。	当社は、増資を条件として、資本金の額を二億五千万円、資本準備金の額を二億五千五百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。	なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
準備金の額の減少公告	金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和七年五月二十一日	https://SAP.fm/kesson
準備金の額の減少公告	当社は、資本準備金の額を四十五億円、利益準備金の額を二億一千二百五十万円減少することにいたしました。
代表取締役 阿部 恭久	右被相続人は令和六年十二月二十九日死亡し、その相続人は令和七年五月八日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年五月二十一日	令和七年五月二十一日
千葉市美浜区中瀬二丁目五番地一 株式会社イオンファンタジー 代表取締役 藤原 徳也	石川県金沢市近岡町四六四番地一 株式会社丸一産業株式会社 代表取締役 奥野 久博
掲載紙 官報	掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年二月二十七日	掲載の日付 令和七年二月二十七日
掲載頁 七十頁(号外第三十九号)	掲載頁 七十頁(号外第三十九号)
令和七年五月二十一日	令和七年五月二十一日
東京都江東区南砂六丁目一二番二七号 株式会社共栄商販 代表取締役 鈴木 啓之	東京都世田谷区上野毛四一九一一一 一二一 一二一 TAMARACK, Inc. 日本における代表者 玉本 哲也
準備金の額の減少公告	限定期承認公告
当社は、資本準備金の額を十二億一千三百九十二万円減少することにいたしました。	本籍東京都多摩川一丁目二六一一番地、最後の住所東京都大田区西蒲田四丁目三〇番一七号平安マンション二〇三 被相続人 死 佐々木道博
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。	なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
定款変更につき通知公告	この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。	この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、同日に当社の株券は無効となります。	なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
準備金の額の減少公告	金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和七年五月二十一日	https://SAP.fm/kesson
埼玉県川口市西青木四丁目一番三号 サンキヨー株式会社 代表取締役 阿部 恭久	大阪府八尾市山賀町六丁目八二一番地一 株式会社STG 代表取締役社長 佐藤 輝明
準備金の額の減少公告	本籍大阪府岸和田市積川町二六三番地、最後の住所大阪府岸和田市積川町二六三番地四 限定承認者 佐々木一郎 被相続人 死 橋本 明秀
当社は、資本準備金の額を四十五億円、利益準備金の額を二億一千二百五十万円減少することにいたしました。	右被相続人は令和六年十二月二十九日死亡し、その相続人は令和七年五月八日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年五月二十一日	令和七年五月二十一日
東京都足立区千住東一丁目三一一番一〇号 A L S O K 関東デリバリーフローリング株式会社 規約型確定給付企業年金清算人 深野 智之 備考	福岡県直方市大字植木一〇四二番地八 限定期承認者 黒木翔一郎
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	当社は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十一日	令和七年五月二十一日
東京都足立区千住東一丁目三一一番一〇号 A L S O K 関東デリバリーフローリング株式会社 規約型確定給付企業年金清算人 深野 智之 備考	当社おおよびブレクスピロダクツ株式会社は令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十一日	令和七年五月二十一日
東京都港区海岸三丁目一八番一号 ブレクスピロダクツ株式会社 確定給付企業年金清算人 宇野澤久司	東京都港区海岸三丁目一八番一号